

○あさぎり町商工業制度資金利子補給補助金要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、町内の中小企業者、自らが営む事業の近代化又は拡充のために必要とする資金の融資を受けたとき、その者が支払う利子負担を軽減することにより、商工業の振興発展強化を図ることを目的として、中小企業者の借入資金に対する利子補給補助を行うものとし、その交付に関しては、あさぎり町補助金等交付規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(資格)

第 2 条 補助金の交付の対象となるものは、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)に規定する中小企業者であり、町内に住所を有する個人又は法人の所有する事業所とする。

(補助対象者)

第 3 条 前条の資格を有する者で、あさぎり町商工会を通じて次の各号のいずれかの制度資金で設備等に係る融資を受けた者とする。

- (1) 熊本県中小企業制度融資資金
- (2) 株式会社日本政策金融公庫制度資金

(補助の額等)

第 4 条 利子補給補助の額は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに取扱金融機関に支払った約定利子(信用保証料及び延滞利子を除く。)に 100 分の 50 を乗じて得た額とし、5 万円を限度とする。ただし、その金額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前項により算出された補助金交付合計額は、1 申請者あたり 10 万円を限度とする。ただし、第 2 条に規定する個人及び法人が同一とみなされた場合は、1 申請者とする。

3 利子補給の対象期間は、償還の始期から 3 年間とする。ただし、中途であさぎり町内に住所を有しなくなったときは、有しなくなった年度から補助しない。

(補助金の交付申請)

第 5 条 利子補給補助金の交付を受けようとする者は、あさぎり町商工業制度

資金利子補給補助金交付申請書(様式第 1 号)に取扱金融機関の証明する融資金証明書(様式第 2 号)を添えて、あさぎり町商工会を經由して町長に提出しなければならない。

- 2 設備以外に係る融資の利子補給補助金交付申請期間は、平成 26 年 4 月 1 日から起算して 3 年間とする。

(補助金の交付及び決定)

第 6 条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにその実情を調査し、利子の補給の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、第 1 項の決定を行ったときは、その結果をあさぎり町商工業制度資金利子補給補助金交付決定通知書(様式第 3 号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 7 条 交付決定の通知を受けた者は、利子補給補助金請求書(様式第 4 号)により、あさぎり町商工会を經由して町長に請求するものとする。

(補助金の返還)

第 8 条 町長は、利子補給補助金の交付を受けた者が虚偽又は不正な方法によって交付を受けたと認めるときには、既に交付した利子補給補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 4 日告示第 54 号)

この要綱は、平成 19 年 12 月 4 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 7 日告示第 23 号)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 11 月 1 日告示第 65 号)

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。